

# 参考資料

# 目 次

① 公開買付け等事実に係るインサイダー取引規制の概要	1
② 適用除外のイメージ図	3
③ 知る前契約・計画に関する適用除外の類型の変遷	5
④ 米国・EUにおける知る前契約・計画の取扱い	7
⑤ 参考条文	10

## 公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(金融商品取引法第167条)

### ○ 公開買付者等関係者の禁止行為(金融商品取引法第167条第1項)

#### ①「公開買付者等関係者」は、

「公開買付者等関係者」…公開買付者の役員等、法令に基づく権限を有する者、契約締結者 等

#### ②「公開買付け等事実」(公開買付け等の実施又は中止を決定した事実)を、

#### ③その者の職務等に関し知りながら、

上場会社の役員等：職務に関し知ったとき

法令に基づく権限を有する者：当該権限の行使に関し知ったとき

契約締結・交渉者：当該契約の締結・交渉・履行に関し知ったとき 等

#### ④当該公開買付け等事実が「公表」される前に、

#### ⑤当該公開買付け等に係る株券等の「買付け等」又は「売付け等」を行ってはならない。

### ○ 情報受領者の禁止行為(金融商品取引法第167条第3項)

#### ①「第一次情報受領者」は、

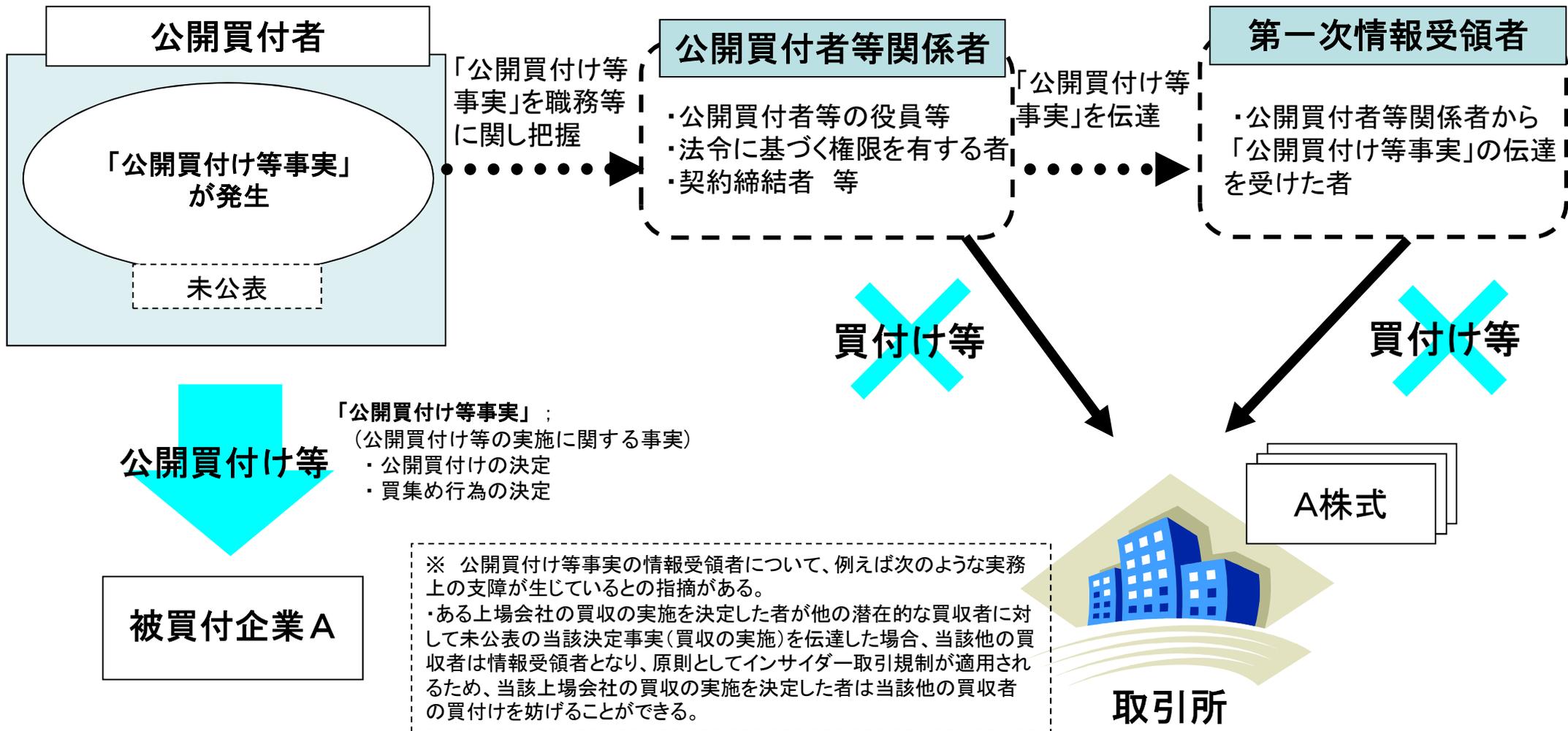
「第一次情報受領者」…公開買付者等関係者から公開買付け等事実の「伝達」を受けた者

#### ②当該公開買付け等事実が「公表」される前に、

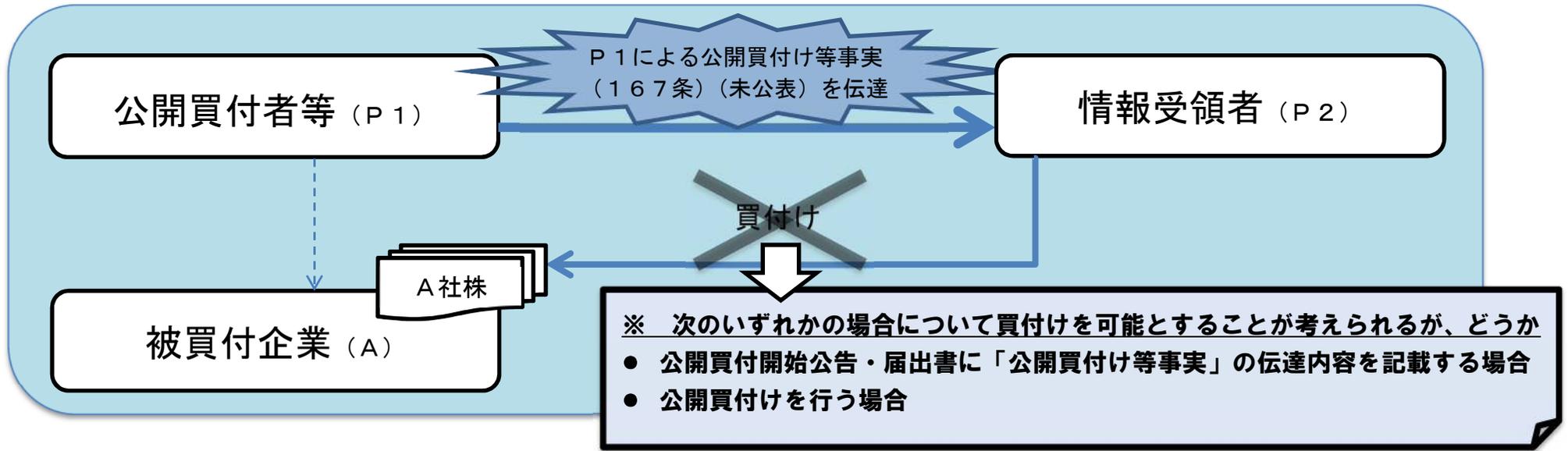
#### ③当該公開買付けに係る株券等の「買付け等」又は「売付け等」を行ってはならない。

# 公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(167条)

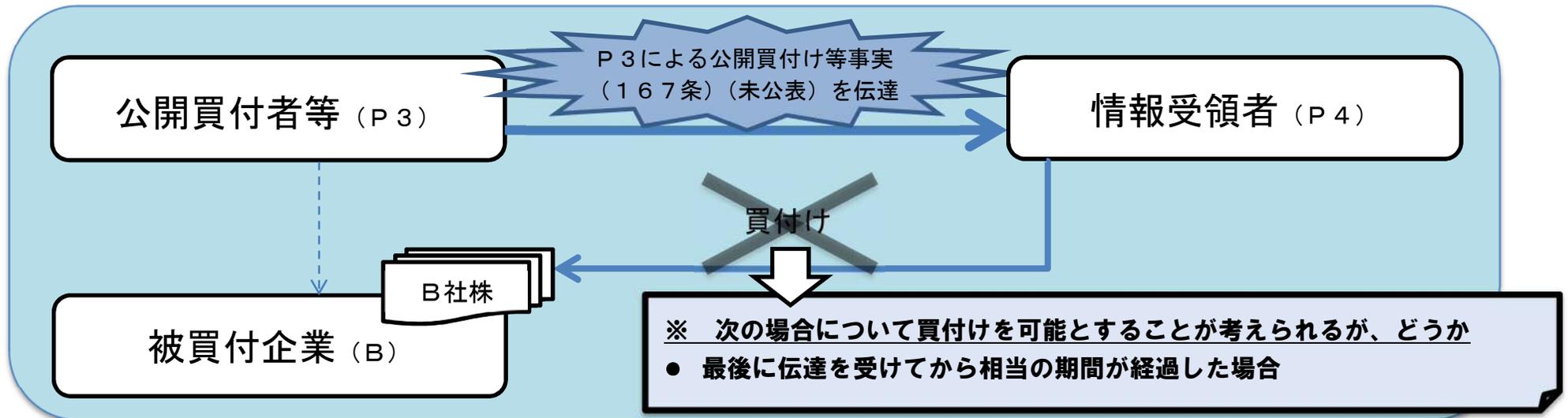
「公開買付者等関係者」及び「第一次情報受領者」は、上場会社に関する「公開買付け等事実」を(職務等に関し)知りながら、その公表前に、当該会社の株式の買付け等を行ってはならない。



### 適用除外のイメージ図①



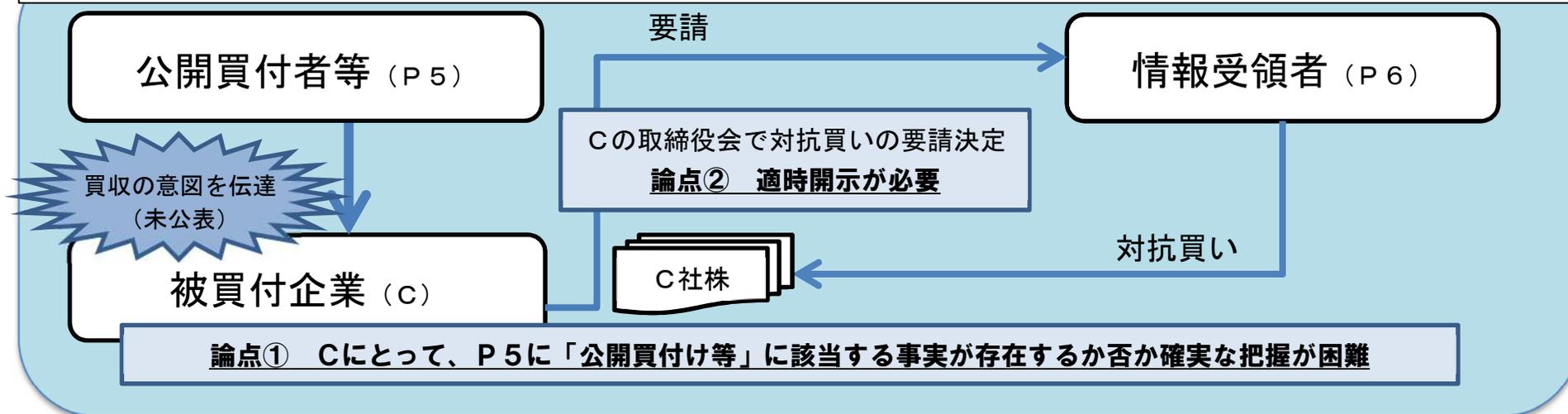
### 適用除外のイメージ図②



### 適用除外のイメージ図③

《いわゆる「対抗買い」の適用除外》（金商法 166 条 6 項 4 号、167 条 5 項 5 号）

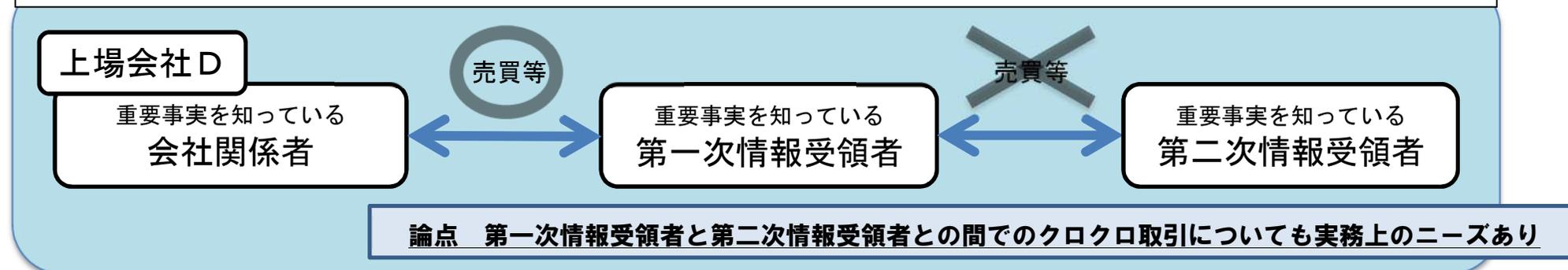
公開買付け等に対抗するため被買付企業の取締役会が決定した要請に基づいて当該被買付企業の株券等の買付け等をする場合は、インサイダー取引規制が適用除外



### 適用除外のイメージ図④

《いわゆる「クロクロ取引」の適用除外》（金商法 166 条 6 項 7 号）

上場会社に係る未公表の重要事実を知っている一定の間で取引所等の外において取引が行われる場合は、インサイダー取引規制が適用除外



知る前契約・計画に関する適用除外の類型の変遷（取引規制府令 59 条 1 項）

号番号	適用除外のケース	平成元年 4月1日 (規制導入時)	平成5年 2月12日	平成6年 9月19日	平成19年 9月30日	平成24年 4月1日 (23年金商法改正)
①	重要事実を知る前に上場会社等と書面による契約をした者が、約定期日・約定期限の10日前から期限までの間に売買等を行う場合	○				
②	重要事実を知る前に金融商品取引業者と信用取引契約をした者が、弁済の繰延期限の10日前から期限までの間に反対売買を行う場合	○				
③	重要事実を知る前にクレジット・デリバティブ取引に関し書面による契約をした者が、クレジット・イベントが発生したことにより、当事者間で特定有価証券等を移転する場合				○	
④	上場会社等の役員・従業員が他の役員・従業員と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(各役員・従業員の1回当たりの拠出金額が100万円未満の場合に限る)	○				
⑤	上場会社等の役員・従業員が信託業者との信託契約に基づき、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に当該上場会社等の株券の買付けの指図を行う場合(他の役員・従業員の信託財産と合同運用される場合で、各役員・従業員の1回当たりの拠出金額が100万円未満の場合に限る)	○				
⑥	上場会社等の関係会社の従業員が他の従業員と共同して、金融商品取引業者に委託等をして、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(各従業員の1回当たりの拠出金額が100万円未満の場合に限る)		○			
⑦	上場会社等の関係会社の従業員が信託業者との信託契約に基づき、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に当該上場会社等の株券の買付けの指図を行う場合(他の従業員の信託財産と合同運用される場合で、各従業員の1回当たりの拠出金額が100万円未満の場合に限る)		○			

号番号	適用除外のケース	平成元年 4月1日 (規制導入時)	平成5年 2月12日	平成6年 9月19日	平成19年 9月30日	平成24年 4月1日 (23年金商法改正)
⑧	上場会社等の取引関係者が他の取引関係者と共同して、金融商品取引業者に委託等をして、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に当該上場会社等の株券の買付けを行う場合(各取引関係者の1回当たりの拠出金額が100万円未満の場合に限る)				○	
⑨	累積投資契約により金融商品取引業者に委託等をして、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に上場会社等の株券の買付けを行う場合(各顧客の1銘柄に対する払込金額が1か月当たり100万円未満の場合に限る)		○			
⑩	重要事実を知る前に公開買付開始公告を行った発行者以外の者による公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合	○				
⑪	重要事実を知る前に公開買付届出書を提出した発行会社による公開買付けの計画に基づき買付け等を行う場合			○		
⑫	重要事実を知る前に発行者の同意を得た計画等に基づき、特定有価証券の売出し等を行う場合	○				
⑬	重要事実を知る前に公開されたコミットメントライン型ライツオファリングに係る計画に基づき、発行者が以下の行為を行う場合 ・ 取得期日・取得期限の10日前から期限までの間に取得をすること ・ 売付け期日・売付け期限の10日前から期限までの間に売付けをすること					○

※公開買付者等関係者のインサイダー取引規制(金融商品取引法167条)についても、知る前契約・計画に関する同様の適用除外規定あり(取引規制府令63条1項)。

## 米国・EUにおける知る前契約・計画の取扱い

米国

PART 240 Subpart A—Rules and Regulations Under the Securities Exchange Act of 1934  
Manipulative and Deceptive Devices and Contrivances

### 10b5-1 Trading “on the basis of” material nonpublic information in insider trading cases.

This provision defines when a purchase or sale constitutes trading “on the basis of” material nonpublic information in insider trading cases brought under Section 10(b) of the Act and Rule 10b–5 thereunder. The law of insider trading is otherwise defined by judicial opinions construing Rule 10b–5, and Rule 10b5–1 does not modify the scope of insider trading law in any other respect.

(c) Affirmative defenses.

- (1)(i) Subject to paragraph (c)(1)(ii) of this section, a person's purchase or sale is not “on the basis of” material nonpublic information if the person making the purchase or sale demonstrates that:
    - (A) Before becoming aware of the information, the person had:
      - (1) Entered into a binding contract to purchase or sell the security,
      - (2) Instructed another person to purchase or sell the security for the instructing person's account, or
      - (3) Adopted a written plan for trading securities;
    - (B) The contract, instruction, or plan described in paragraph (c)(1)(i)(A) of this Section:
      - (1) Specified the amount of securities to be purchased or sold and the price at which and the date on which the securities were to be purchased or sold;
      - (2) Included a written formula or algorithm, or computer program, for determining the amount of securities to be purchased or sold and the price at which and the date on which the securities were to be purchased or sold; or
      - (3) Did not permit the person to exercise any subsequent influence over how, when, or whether to effect purchases or sales; provided, in addition, that any other person who, pursuant to the contract, instruction, or plan, did exercise such influence must not have been aware of the material nonpublic information when doing so; and
    - (C) The purchase or sale that occurred was pursuant to the contract, instruction, or plan. A purchase or sale is not “pursuant to a contract, instruction, or plan” if, among other things, the person who entered into the contract, instruction, or plan altered or deviated from the contract, instruction, or plan to purchase or sell securities (whether by changing the amount, price, or timing of the purchase or sale), or entered into or altered a corresponding or hedging transaction or position with respect to those securities.
  - (ii) Paragraph (c)(1)(i) of this section is applicable only when the contract, instruction, or plan to purchase or sell securities was given or entered into in good faith and not as part of a plan or scheme to evade the prohibitions of this section.
  - (iii) This paragraph (c)(1)(iii) defines certain terms as used in paragraph (c) of this Section.
    - (A) Amount. “Amount” means either a specified number of shares or other securities or a specified dollar value of securities.
    - (B) Price. “Price” means the market price on a particular date or a limit price, or a particular dollar price.
    - (C) Date. “Date” means, in the case of a market order, the specific day of the year on which the order is to be executed (or as soon thereafter as is practicable under ordinary principles of best execution). “Date” means, in the case of a limit order, a day of the year on which the limit order is in force.
- (2) A person other than a natural person also may demonstrate that a purchase or sale of securities is not “on the basis of” material nonpublic

information if the person demonstrates that:

- (i) The individual making the investment decision on behalf of the person to purchase or sell the securities was not aware of the information; and
- (ii) The person had implemented reasonable policies and procedures, taking into consideration the nature of the person's business, to ensure that individuals making investment decisions would not violate the laws prohibiting trading on the basis of material nonpublic information. These policies and procedures may include those that restrict any purchase, sale, and causing any purchase or sale of any security as to which the person has material nonpublic information, or those that prevent such individuals from becoming aware of such information.

[仮訳] 1934年証券取引所法に係る規則及び規制「相場操縦的及び欺瞞的策略・詐術」

#### 10b5-1 インサイダー取引に係る事件における非公知の重要情報「に基づく」取引

本条項は、法10条(b)項及び規則10b-5に基づき提起されたインサイダー取引に係る事件において、ある売買が非公知の重要情報「に基づく」取引を構成する場合について定義するものである。インサイダー取引に係る法は、これらの他、法10条(b)項の解釈に係る司法判断により定義され、本10b5-1は、これらの他いかなる面においても、インサイダー取引に係る法の範囲を修正するものではない。

(c) 積極的な抗弁 (Affirmative defenses)

(1) (i) 売買を行った者が当該売買について次の事項を証明した場合には、当該売買は、本条(c)(1)(ii)に従う限り、非公知の重要情報「に基づく」ものとはならない。

(A) 当該者が、当該情報を知る前に、

- (1) 証券を売買する拘束力のある契約を締結していたこと
- (2) 証券を当該者の計算で売買するよう他者に指示を与えていたこと、又は
- (3) 証券を売買する書面化された計画を採用していたこと。

(B) 本条(c)(1)(i)(A)に規定する契約、指示、計画が、

- (1) 売買される証券の量・価格・日付を特定していたこと
- (2) 売買される証券の量・価格・日付を決定するための書面化された計算式、アルゴリズム、若しくはコンピュータ・プログラムを含んでいたこと、又は
- (3) 売買を実行するか否か、その方法・時期について、当該者が事後的な影響力を行使することを許さないものであったこと。但し、これに加え、当該契約、指示、計画に従いそのような影響力を行使したその他のいかなる者も行使の時点で非公知の重要情報を知らなかった場合に限る。

かつ、

(C) 当該売買が当該契約、指示、計画に従って行われたこと。当該契約、指示、計画をした者が、証券を売買するためにその内容を変更若しくは逸脱し（売買される証券の量・価格・時期のいずれかを問わない）、又は、当該証券に関して対当する

売買 (corresponding transaction) 若しくはヘッジに係る契約を締結したり、ポジションを変更したりした場合には、売買が「契約、指示、計画に従って行われたこと」にならない (但し、これらの場合に限られない)。

(ii) 本条(c)(1)(i)の規定は、証券の売買に係る契約、指示、計画が、誠実に (in good faith) 行われたものであり、かつ、本条による禁止を潜脱するための計画又はスキームの一部でないときに限り適用される。

(iii) 本(c)(1)(iii)は、本条(c)で使用される用語を定義するものである。

(A) 「量」とは、株式若しくは他の証券の特定の数、又は、証券の特定の価値のいずれかをいう。

(B) 「価格」とは、特定の日における市場価格若しくは指値価格、又は特定の価格をいう。

(C) 「日付」とは、成行注文の場合には、当該注文が執行されるべき特定の日 (又は通常の最良執行原則の下で可能な限り早い日) をいい、指値注文の場合には、その効力が生じた日をいう。

(2) 自然人以外の者も、次の事項を証明することによって、証券の売買が非公知の重要情報「に基づく」ものではないことを証明することができる。

(i) 当該者のために証券の売買の投資決定を行う個人が当該情報を知らなかったこと、及び

(ii) 投資決定を行う個人が非公知の重要情報に基づく取引を禁止する法に違反しないことを確保するために、当該者の事業の性質に照らして、合理的な政策及び手続を実施していたこと。当該政策及び手続には、当該者が非公知の重要情報を有している証券の売買を行うこと及び売買を行わせることを制限するもの、並びに、当該個人が当該情報を知ることを防止するものを含むことができる。

## 欧州

DIRECTIVE 2003/6/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 28 January 2003 on insider dealing and market manipulation (market abuse)

### Article 2

(3) This Article shall not apply to transactions conducted in the discharge of an obligation that has become due to acquire or dispose of financial instruments where that obligation results from an agreement concluded before the person concerned possessed inside information.

[仮訳] EU市場阻害行為指令

## 第2条

(3) 金融商品を取得又は処分する内容を義務とする場合にその履行として行われる取引で、当該者が内部情報を有する以前に締結された契約に基づき当該義務が発生するときは、本条を適用しない。

○ 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）

（会社関係者の禁止行為）

第百六十六条（略）

2 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。

一 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。

イ～カ（略）

ヨ 業務上の提携その他のイからカまでに掲げる事項に準ずる事項として政令で定める事項

二～八（略）

3～5（略）

6 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～三（略）

四 当該上場会社等の株券等（第二十七条の二第一項に規定する株券等をいう。）に係る同項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）又はこれに準ずる行為として政令で定めるものに対抗するため当該上場会社等の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて、当該上場会社等の特定有価証券等又は特定有価証券等の売買に係るオプション（当該オプションの行使により当該行使をした者が当該オプションに係る特定有価証券等の売買において買主としての地位を取得するものに限る。）の買付け（オプションにあつては、取得をいう。次号において同じ。）その他の有償の譲受けをする場合

五・六（略）

七 第一項又は第三項の規定に該当する者の間において、売買等を取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売買等をする者の双方において、当該売買等に係る特定有価証券等について、更に第一項又は第三項の規定に違反して売買等が行われることとなることを知っている場合を除く。）

八 上場会社等に係る第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等

に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく売買等であることが明らかな売買等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

（公開買付者等関係者の禁止行為）

第百六十七条（略）

2～4（略）

5 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一～四（略）

五 公開買付け等に対抗するため当該公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である会社の取締役会が決定した要請（委員会設置会社にあつては、執行役の決定した要請を含む。）に基づいて当該上場等株券等（上場等株券等の売買に係るオプションを含む。）の買付け等をする場合

六（略）

七 第一項に規定する公開買付け等の実施に関する事実を知った者が当該公開買付け等の実施に関する事実を知っている者から買付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合又は同項に規定する公開買付け等の中止に関する事実を知った者が当該公開買付け等の中止に関する事実を知っている者に売付け等を取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場によらないでする場合（当該売付け等に係る者の双方において、当該売付け等に係る株券等について、更に同項又は第三項の規定に違反して売付け等が行われることとなることを知っている場合を除く。）

八 公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合その他これに準ずる特別の事情に基づく買付け等又は売付け等であることが明らかな買付け等又は売付け等をする場合（内閣府令で定める場合に限る。）

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（抄）

（上場会社等の業務執行を決定する機関の決定に係る重要事実）

第二十八条 法第百六十六条第二項第一号ヨに規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九 （略）

十 法第百六十六条第六項第四号又は第百六十七条第五項第五号に規定する要請

十一 （略）

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）（抄）

（重要事実に係る規制の適用除外）

第五十九条 法第百六十六条第六項第八号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 業務等に関する重要事実（法第百六十六条第一項に規定する業務等に関する重要事実をいう。以下この項において同じ。）を知る前に上場会社等との間で当該上場会社等の発行する特定有価証券等に係る売買等に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該売買等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該売買等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売買等を行う場合

二 業務等に関する重要事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合

三 業務等に関する重要事実を知る前に特定有価証券等に係る法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる

取引に関し書面による契約を締結した者が、同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に当該契約の履行として当事者の間において金銭を授受するとともに、当該特定有価証券等を移転する場合

四 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行う場合（当該上場会社等が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

五 上場会社等の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券の買付けの指図を行う場合であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該上場会社等の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが共同して運用される場合に限る。）

六 上場会社等の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

七 上場会社等の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該従業員が当該信託業を営む者に当該上場会社等の株券の買付けの指図を行う場合（第五号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが共同して運用される場合に限る。）

八 上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該上場会社等の他の取引関係者と共同して当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に

委託等をして行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各取引関係者の一回当たりの拋出金額が百万円に満たない場合に限る。）

九 累積投資契約により上場会社等の株券（優先出資証券を含む。）の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等（同項に規定する買付け等をいう。）を行う場合

十一 業務等に関する重要事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等（同項に規定する買付け等をいう。）を行う場合

十二 業務等に関する重要事実を知る前に、発行者の同意を得た特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された特定有価証券の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき当該特定有価証券の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

十三 業務等に関する重要事実を知る前に法第百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。）に係る計画（当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。）に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。

ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。

2～4 （略）

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第百六十七条第五項第八号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社との間で当該会社の発行する株券等に係る買付け等（法第百六十七条第一項に規定する買付け等をいう。第十号及び第十一号を除き、以下この項において同じ。）又は売付け等（法第百六十七条第一項に規定する売付け等をいう。以下この項において同じ。）に関し書面による契約をした者が、当該契約の履行として当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期日又は当該書面に定められた当該買付け等若しくは売付け等を行うべき期限の十日前から当該期限までの間において当該買付け等又は売付け等を行う場合
- 二 公開買付け等事実を知る前に金融商品取引業者との間で信用取引の契約を締結した者が、当該契約の履行として金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会の定める売付け有価証券又は買付け代金の貸付けに係る弁済の繰延期限の十日前から当該期限までの間において反対売買を行う場合
- 三 公開買付け等事実を知る前に当該公開買付け等に係る株券等に係る法第二条第二十一項第五号又は第二十二項第六号に掲げる取引に関し書面による契約を締結した者が、同条第二十一項第五号イ若しくはロ又は第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に当該契約の履行として当事者の間において金銭を授受するとともに、当該株券等に移転する場合
- 四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員（当該会社が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該会社の他の役員又は従業員と共同して当該会社の株券の買付けを行う場合（当該会社が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買い付けた株券以外のものを買付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）
- 五 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の役員又は従業員が信託業を営む者と信託財産

を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該役員又は従業員が当該信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該役員又は従業員を委託者とする信託財産と当該会社の他の役員又は従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

六 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が当該関係会社の他の従業員と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合（第四号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各従業員の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）

七 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の関係会社の従業員が信託業を営む者と信託財産を当該会社の株券に対する投資として運用することを目的として締結した信託契約に基づき、当該従業員が当該信託業を営む者に当該会社の株券の買付けの指図を行う場合（第五号に掲げる場合を除く。）であって、当該買付けの指図が一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（当該従業員を委託者とする信託財産と当該関係会社の他の従業員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

八 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の取引関係者（当該会社の指定する当該会社と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該会社と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）が当該会社の他の取引関係者と共同して当該会社の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各取引関係者の一回家当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

九 累積投資契約により公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者である会社の発行する株券の買付けが金融商品取引業者に委託等をして行われる場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各顧客の一銘柄に対する払込金額が一月当たり百万円に満たない場合に限る。）

十 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の三第二項の規定に基づく公開買付開始公告を行った法第二十七条の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等（同項に規定する買付け等をいう。）を行う場合

十一 公開買付け等事実を知る前に法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第二項の規定に基づく関東財務局長への届出をした法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの計画に基づき買付け等（同項に規定する買付け等をいう。）を行う場合

十二 公開買付け等事実を知る前に発行者である会社の同意を得た上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画又は令第三十条に定める公表の措置に準じ公開された上場等株券等の売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に係る計画に基づき上場等株券等の売出し（金融商品取引業者が売出しの取扱いを行うものに限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等（金融商品取引業者が特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行うものに限る。）を行う場合

十三 公開買付け等事実を知る前に法第百六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供された新株予約権無償割当て（新株予約権の内容として発行者が一定の事由が生じたことを条件として当該新株予約権に係る新株予約権証券の取得をする旨の定めを設けるものに限る。）に係る計画（当該発行者と法第二十八条第七項第三号に規定する契約を締結した金融商品取引業者に当該取得をした新株予約権証券の売付けをするものに限る。）に基づき当該発行者が次に掲げる行為を行う場合

イ 当該計画で定められた当該取得をすべき期日又は当該計画で定められた当該取得をすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該取得をすること。

ロ 当該計画で定められた当該売付けをすべき期日又は当該計画で定められた当該売付けをすべき期限の十日前から当該期限までの間において当該売付けをすること。

2～4 （略）